

平成25年2月滋賀県議会定例会提出案件説明資料

条例案

No.	案件名	担当課	頁
議第53号	滋賀県立自然公園施設等の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	自然環境保全課	1
議第54号	滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案	環境政策課	3

その他の議案

No.	案件名	担当課	頁
議第61号	契約の締結につき議決を求めることについて(琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター建設工事)	下水道課	33
議第62号	契約の締結につき議決を求めることについて(琵琶湖流域下水道湖西浄化センター汚泥燃料化事業)	下水道課	35
議第68号	琵琶湖流域下水道高島処理区の管理に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて	下水道課	39
議第69号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて(滋賀県立朽木いきものふれあいの里センター)	自然環境保全課	41

滋賀県立自然公園施設等の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

自然公園施設等のうち、滋賀県立三島池ビジターセンターを廃止するため、滋賀県立自然公園施設等の設置および管理に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

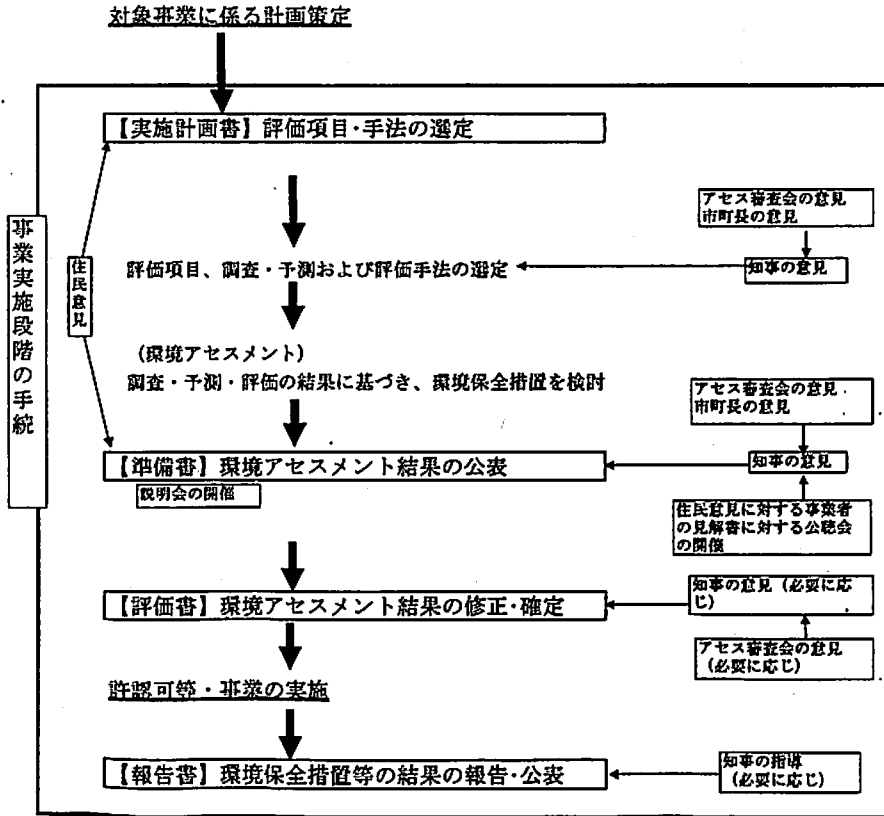
- (1) 自然公園施設等について、滋賀県立三島池ビジターセンターに係る規定を削除することとします。(第2条関係)
- (2) その他
 - ア この条例は、平成25年4月1日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県立自然公園施設等の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新										
<p>第1条 省略</p> <p>(名称および位置)</p> <p>第2条 自然公園施設等の名称および位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県立朽木いきものふれあいの里センター</td> <td>高島市朽木柏</td> </tr> <tr> <td>滋賀県立三島池ビジターセンター</td> <td>米原市池下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(業務)</p> <p>第3条 自然公園施設等において、次に掲げる業務のうち、それぞれの施設 の性格に応じた必要な業務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自然公園の利用者のための案内または誘導 (2) 自然保護思想の普及啓発を図るための指導、助言および各種行事の実施 (3) 自然保護思想の普及啓発を図るための施設の提供 (4) その他自然公園施設等の設置の目的を達成するために必要な業務 	名称	位置	滋賀県立朽木いきものふれあいの里センター	高島市朽木柏	滋賀県立三島池ビジターセンター	米原市池下	<p>第1条 省略</p> <p>(名称および位置)</p> <p>第2条 自然公園施設等の名称および位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県立朽木いきものふれあいの里センター</td> <td>高島市朽木柏</td> </tr> </tbody> </table> <p>(業務)</p> <p>第3条 自然公園施設等は、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自然公園の利用者のための案内または誘導 (2) 自然保護思想の普及啓発を図るための指導、助言および各種行事の実施 (3) 自然保護思想の普及啓発を図るための施設の提供 (4) その他自然公園施設等の設置の目的を達成するために必要な業務 	名称	位置	滋賀県立朽木いきものふれあいの里センター	高島市朽木柏
名称	位置										
滋賀県立朽木いきものふれあいの里センター	高島市朽木柏										
滋賀県立三島池ビジターセンター	米原市池下										
名称	位置										
滋賀県立朽木いきものふれあいの里センター	高島市朽木柏										

滋賀県環境影響評価条例による手続き 現行と改正案の比較

現行 環境影響評価条例 手続フロー



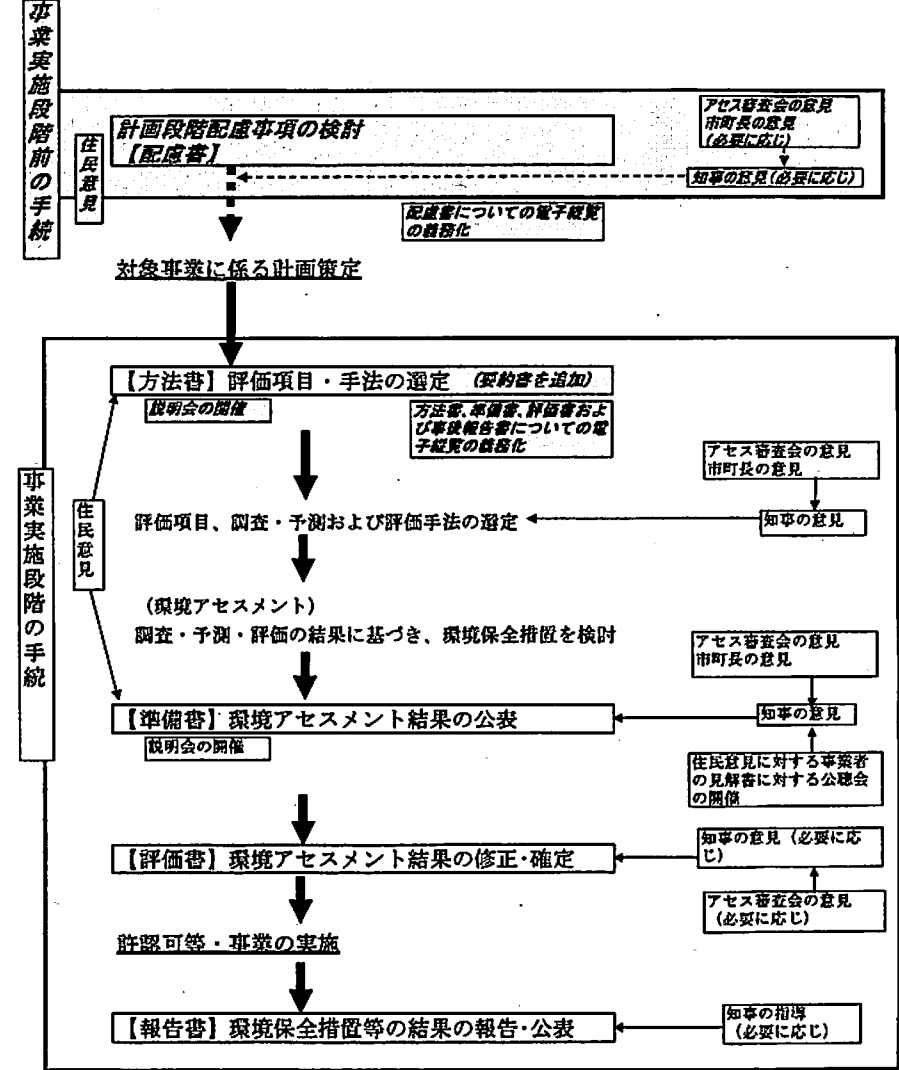
条例改正を検討する主な項目

配慮書の導入

方法書における説明会の開催・要約書の追加

電子綴覧の導入

(改正案) 環境影響評価条例 手続フロー



滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）が一部改正され、新たに計画段階配慮書の手続が創設されたこと等に伴い、条例についても、法の改正の趣旨を踏まえ、必要な改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 事業者は、知事および関係市町長に環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を送付するときは、これを要約した書類も併せて送付しなければならないこととします。（第1条中第6条関係）
- (2) 事業者は、方法書、環境影響評価準備書および環境影響評価書（以下「評価書」という。）の公表に当たっては、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととします。（第1条中第7条、第14条および第22条関係）
- (3) 事業者は、方法書の縦覧期間内に、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないこととします。（第1条中第7条の2関係）
- (4) 事業者は、環境影響評価の項目等の選定に当たり、知事に対して技術的な助言を書面により交付を受けたい旨の申出をすることができることとします。（第1条中第10条関係）
- (5) 評価書の公告を行った事業者等は、事業の種類ごとに技術指針で定めるところにより、環境の保全のための措置等に係る報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成しなければならないこととします。（第1条中第32条関係）
- (6) 評価書の公告を行った事業者等は、事後調査報告書を作成したときは、知事および関係市町長にこれを送付するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととします。（第1条中第32条の2関係）
- (7) 知事は、事後調査報告書の送付を受けたときは、必要に応じ、(6)の送付を行った事業者等に対し、事後調査報告書について環境の保全のために必要な措置を講ずるよう求めることができることとします。（第1条中第32条の2関係）
- (8) 配慮対象事業を実施しようとする者（以下「配慮対象事業者」という。）は、当該配慮対象事業に係る計画の立案の段階において、当該配慮対象事業が実施されるべき区域等を決定するに当たっては、当該配慮対象事業の種類ごとに規則で定めるところにより、1または2以上の当該配慮対象事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該配慮対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならないこととします。（第2条中第5条の2関係）
- (9) 配慮対象事業者は、計画段階配慮事項の検討を行った結果について、計画段階環境配

慮書（以下「配慮書」という。）を作成し、知事および事業実施想定区域の市町長（以下「想定区域市町長」という。）に送付し、および公表するとともに、当該配慮書およびこれについて一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努め、意見が提出されたときはその意見およびその意見についての当該配慮対象事業者の見解を記載した書類を、意見が提出されなかったときはその旨を記載した書類を送付しなければならないこととします。（第2条中第5条の3～第5条の5関係）

(10) 知事は、配慮書の送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、配慮対象事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができることとし、その手続について定めることとします。（第2条中第5条の6関係）

(11) 配慮対象事業者は、配慮対象事業について廃止等をしたときは、知事および想定区域市町長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならないこととします。（第2条中第5条の7関係）

(12) 事業者は、方法書を作成するに当たり、配慮書を作成しているときはその内容を踏まえるとともに、(10)の知事の意見があるときはこれを勘案して配慮対象事業が実施されるべき区域等を決定し、これらの事項を方法書に記載しなければならないこととします。（第2条中第6条関係）

(13) 配慮対象事業が都市計画に定められる場合または配慮対象事業に係る施設が都市施設として都市計画に定められる場合には、都市計画決定権者で当該都市計画の決定または変更を行うものが配慮書に係る手続を当該都市計画の決定または変更の手続と併せて行うことができることとします。（第2条中第35条の2関係）

(14) その他

ア この条例は、平成25年4月1日から施行することとします。ただし、(8)から(13)まで、イおよびウの一部は、平成26年4月1日から施行することとします。

イ この条例の施行に必要な経過措置を設けることとします。

ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県環境影響評価条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 技術指針（第4条・第5条）</p> <p>第3章 環境影響評価に関する手続</p> <p>第1節 環境影響評価実施計画書（第6条—第9条）</p> <p>第2節 環境影響評価の実施等（第10条・第11条）</p> <p>第3節 環境影響評価準備書（第12条—第18条）</p> <p>第4節 環境影響評価書（第19条—第22条）</p> <p>第4章 対象事業の内容の修正等の手続</p> <p>第1節 評価書の公告までの修正等の手続（第23条・第24条）</p> <p>第2節 評価書の公告および縦覧後の変更等の手続（第25条—第27条）</p> <p>第3節 対象事業の廃止等の手続（第28条）</p> <p>第5章 環境の保全の配慮および事後調査（第29条—第32条）</p> <p>第6章 滋賀県環境影響評価審査会（第33条—第35条）</p> <p>第7章 都市計画に定められる対象事業に関する特例（第36条・第37条）</p> <p>第8章 法対象事業等についての手続（第38条—第43条）</p> <p>第9章 雑則（第44条—第54条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 技術指針（第4条・第5条）</p> <p>第3章 環境影響評価に関する手続</p> <p>第1節 環境影響評価方法書（第6条—第9条）</p> <p>第2節 環境影響評価の実施等（第10条・第11条）</p> <p>第3節 環境影響評価準備書（第12条—第18条）</p> <p>第4節 環境影響評価書（第19条—第22条）</p> <p>第4章 対象事業の内容の修正等の手続</p> <p>第1節 評価書の公告までの修正等の手続（第23条・第24条）</p> <p>第2節 評価書の公告および縦覧後の変更等の手続（第25条—第27条）</p> <p>第3節 対象事業の廃止等の手続（第28条）</p> <p>第5章 環境の保全の配慮および事後調査報告書（第29条—第32条の2）</p> <p>第6章 滋賀県環境影響評価審査会（第33条—第35条）</p> <p>第7章 都市計画に定められる対象事業に関する特例（第36条・第37条）</p> <p>第8章 法対象事業等についての手続（第38条—第43条）</p> <p>第9章 雑則（第44条—第54条）</p>
<p>付則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことおよびその事業に係る工事の着手後に事後調査を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価および事後調査（以下「環境影響評価等」という。）について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について環境影響評価等が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め</p>	<p>付則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることに鑑み、環境影響評価について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在および将来の県民</p>

ることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 (略)

2～3 (略)

4 この条例において「事後調査」とは、環境影響評価の結果に基づき、対象事業に係る工事の実施または当該工事の完了後の事業活動が環境に及ぼす影響を把握するために、当該工事の着手後に行う調査をいう。

(県等の責務)

第3条 県、事業者および県民は、環境影響評価等の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価等その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、または低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

第2章 技術指針

(技術指針の策定等)

第4条 知事は、滋賀県環境基本条例（平成8年滋賀県条例第18号）第10条第1項各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価等が適正に実施されるようにするため、次に掲げる事項に関する技術的な指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 事後調査の項目および手法の選定に関する事項

(6) 第6条第1項の環境影響評価実施計画書、第12条第1項の環境影響評価準備書、第19条第2項の環境影響評価書および第32条第2項の環境影響評価事後調査報告書の作成方法に関する事項

第5条 (略)

第3章 環境影響評価に関する手続

の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 (略)

2～3 (略)

(県等の責務)

第3条 県、事業者および県民は、環境影響評価の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、または低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

第2章 技術指針

(技術指針の策定等)

第4条 知事は、滋賀県環境基本条例（平成8年滋賀県条例第18号）第10条第1項各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価が適正に実施されるようにするため、次に掲げる事項に関する技術的な指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第6条第1項の環境影響評価方法書、第12条第1項の環境影響評価準備書、第19条第2項の環境影響評価書および第32条に規定する事後調査報告書の作成方法に関する事項

第5条 (略)

第3章 環境影響評価に関する手続

第1節 環境影響評価実施計画書

(環境影響評価実施計画書の作成等)

第6条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を実施するための計画について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域

(6)～(7) (略)

2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて実施計画書を作成することができる。

3 事業者は、実施計画書を作成したときは、知事および第1項第5号の地域を管轄する市町長（以下「調査地域市町長」という。）に実施計画書を送付しなければならない。

(実施計画書についての公告および縦覧)

第7条 事業者は、実施計画書を作成したときは、実施計画書について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、実施計画書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、実施計画書を当該公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

第1節 環境影響評価方法書

(環境影響評価方法書の作成等)

第6条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測および評価に係るものに限る。）について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域（以下「調査地域」という。）

(6)～(7) (略)

2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

3 事業者は、方法書を作成したときは、知事および調査地域を管轄する市町長（以下「調査地域市町長」という。）に対し、方法書およびこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(方法書についての公告および縦覧)

第7条 事業者は、方法書を作成したときは、方法書について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、方法書および要約書を調査地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(方法書説明会の開催等)

第7条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、調査地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、調査地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないとき

(実施計画書についての意見書の提出等)

第8条 実施計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条に規定する縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

2～3 (略)

(実施計画書についての知事の意見等)

第9条 知事は、前条第2項の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、実施計画書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、調査地域市町長に対し、実施計画書について環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

は、調査地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時および場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。この場合において、事業者は、調査地域内において、方法書説明会の開催について周知させるように努めなければならない。

3 事業者は、前項の規定により方法書説明会の日時および場所を定めようとするときは、あらかじめ知事および調査地域市町長の意見を聴かなければならない。

4 事業者は、その責めに帰することのできない事由であつて規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 事業者は、方法書説明会を開催したときはその概要を記載した書類を、方法書説明会を開催できなかったときはその旨および事由を記載した書類を速やかに知事に提出しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見書の提出等)

第8条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第7条の公告の日から、同条に規定する縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

2～3 (略)

(方法書についての知事の意見等)

第9条 知事は、前条第2項の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、調査地域市町長に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3～6 略

第2節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第10条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第8条第1項の意見に配意して第6条第1項第6号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法を選定しなければならない。

(環境影響評価の実施)

第11条 事業者は、前条の規定により選定した項目および手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第3節 環境影響評価準備書

(環境影響評価準備書の作成等)

第12条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

ア (略)

イ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ウ 事後調査を実施することとした場合には、当該事後調査を実施する

3～6 略

第2節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第10条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第8条第1項の意見に配意して第6条第1項第6号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法を選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があると認めるときは、知事に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができる。

(環境影響評価の実施)

第11条 事業者は、前条第1項の規定により選定した項目および手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第3節 環境影響評価準備書

(環境影響評価準備書の作成)

第12条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 第10条第2項の助言がある場合には、その内容

(8) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

ア (略)

イ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ウ イに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるもので

ための計画（以下「事後調査実施計画」という。）

エ（略）

(8)（略）

2（略）

（準備書の送付等）

第13条 事業者は、前条第1項の規定により準備書を作成したときは、技術指針で定めるところにより、対象事業の実施による環境影響の内容および程度を考慮して、準備書およびこれを要約した書面（以下「要約書」という。）ならびに対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下この条および次条において「関係地域」という。）を記載した書面を知事および関係地域を管轄する市町長に送付しなければならない。

2～5（略）

（準備書についての公告および縦覧）

第14条 事業者は、関係地域（前条第4項の規定による修正をしたときは、当該修正後の関係地域。次条において同じ。）を管轄する市町長（以下「関係市町長」という。）に対し前条第1項の規定による送付（同条第5項に規定する場合にあっては、同項の規定による送付）を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、準備書および要約書を当該公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

（説明会の開催等）

第15条 事業者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、前項の規定により説明会を開催しようとするときは、その日

ある場合には、当該環境の状況の把握のための措置

エ（略）

(9)（略）

2（略）

（準備書の送付等）

第13条 事業者は、前条第1項の規定により準備書を作成したときは、技術指針で定めるところにより、対象事業の実施による環境影響の内容および程度を考慮して、準備書およびこれを要約した書面（以下この条および次条において「要約書」という。）ならびに対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「関係地域」という。）を記載した書面を知事および関係地域を管轄する市町長に送付しなければならない。

2～5（略）

（準備書についての公告および縦覧）

第14条 事業者は、関係地域（前条第4項の規定による修正をしたときは、当該修正後の関係地域。次条において同じ。）を管轄する市町長（以下「関係市町長」という。）に対し前条第1項の規定による送付（同条第5項に規定する場合にあっては、同項の規定による送付）を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、準備書および要約書を当該公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（準備書説明会の開催等）

第15条 事業者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第7条の2第2項から第6項までの規定は、前項の規定により事業者が

時および場所を定め、規則で定めるところにより、これらを公告しなければならない。この場合において、事業者は、関係地域内において、説明会の開催について周知させるように努めなければならない。

3 事業者は、前項の規定により説明会の日時および場所を定めようとするときは、あらかじめ知事および関係市町長の意見を聴かななければならない。

4 事業者は、その責めに帰することのできない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告を行った説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 事業者は、説明会を開催したときはその概要を記載した書類を、説明会を開催できなかったときはその旨および事由ならびに準備書の記載事項の周知の方法を記載した書類を速やかに知事に提出しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第16条～第17条 (略)

(準備書についての知事の意見等)

第18条 知事は、第16条第2項の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定により知事が準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第2項中「調査地域市町長」とあるのは「関係市町長」と、同条第3項中「前

準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「調査地域」とあるのは「関係地域」と、同条第3項中「調査地域市町長」とあるのは「関係市町長」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第15条第2項において準用する第2項」と、「要しない」とあるのは「要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、第14条に規定する縦覧期間内に、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない」と、同条第6項中「前各項」とあるのは「第15条第1項および同条第2項において準用する第2項から前項まで」と読み替えるものとする。

第16条～第17条 (略)

(準備書についての知事の意見等)

第18条 知事は、第16条第2項の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、関係市町長に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

項」とあるのは「第18条第2項において準用する第2項」と、「前条第1項の規定により述べられた意見」とあるのは「第15条第5項の書類に記載された事項、第16条第1項の規定により述べられた意見、見解書に記載された見解および第17条第1項の規定により開催された公聴会において述べられた意見」と、同条第5項中「第2項」とあるのは「第18条第2項において準用する第2項」と、同条第6項中「調査地域市町長」とあるのは「関係市町長」と読み替えるものとする。

第4節 環境影響評価書

(環境影響評価書の作成等)

第19条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第16条第1項の意見に配慮して準備書の記載事項に検討を加え、当該事項を修正する必要があると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

(1) (略)

(2) 第6条第1項第1号もしくは第2号または第12条第1項第2号から第5号までもしくは第8号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合除く。）次項および第3項ならびに次条から第22条までの規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

(3) (略)

3 第1項の場合において、知事は、前項の規定による関係市町長の意見を勘案するとともに、第15条第2項において準用する第7条の2第5項の書類に記載された事項、第16条第1項の規定により述べられた意見、見解書に記載された見解および前条第1項の規定により開催された公聴会において述べられた意見に配慮するものとする。

4 第9条第4項から第6項までの規定は、第1項の規定により知事が準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第5項中「第2項」とあるのは「第18条第2項」と、同条第6項中「調査地域市町長」とあるのは「関係市町長」と読み替えるものとする。

第4節 環境影響評価書

(環境影響評価書の作成等)

第19条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第16条第1項の意見に配慮して準備書の記載事項に検討を加え、当該事項を修正する必要があると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

(1) (略)

(2) 第6条第1項第1号もしくは第2号または第12条第1項第2号から第5号までもしくは第9号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合除く。）次項および第3項ならびに次条から第22条までの規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

(3) (略)

2 事業者は、前項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価および準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（第22条第1項までにおいて「評価書」という。）を、技術指針で定めるところにより作成しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 前条第2項において準用する第9条第5項の規定により送付された関係市町長の意見

(6) (略)

3 (略)

第20条 (略)

(評価書の再検討および補正)

第21条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

(1) (略)

(2) 第6条第1項第1号もしくは第2号または第12条第1項第2号から第5号までもしくは第8号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合除く。） 評価書について所要の補正をすること。

(3) (略)

2～3 (略)

(評価書についての公告および縦覧)

第22条 事業者は、第20条第4項の規定による通知を受けたとき、または前条第3項の規定による送付もしくは通知をしたときは、速やかに、関係市町長に評価書（前条第1項第2号または同条第2項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書。以下同じ。）およびこれを要約

2 事業者は、前項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価および準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（第22条第1項までにおいて「評価書」という。）を、技術指針で定めるところにより作成しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 前条第4項において準用する第9条第5項の規定により送付された関係市町長の意見

(6) (略)

3 (略)

第20条 (略)

(評価書の再検討および補正)

第21条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

(1) (略)

(2) 第6条第1項第1号もしくは第2号または第12条第1項第2号から第5号までもしくは第9号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合除く。） 評価書について所要の補正をすること。

(3) (略)

2～3 (略)

(評価書についての公告および縦覧)

第22条 事業者は、第20条第4項の規定による通知を受けたとき、または前条第3項の規定による送付もしくは通知をしたときは、速やかに、関係市町長に評価書（前条第1項第2号または同条第2項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書。以下同じ。）およびこれを要約

した書類を送付しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による送付を行ったときは、事業の種類ごとに規則で定める行為を行うまでに、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、評価書およびこれを要約した書類を当該公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

第4章 対象事業の内容の修正等の手続

第1節 評価書の公告までの修正等の手続

第23条 (略)

(実施計画書に係る手続の再実施)

第24条 (略)

第2節 評価書の公告および縦覧後の変更等の手続

第25条 (略)

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第26条 事業者は、第22条第2項の規定による公告を行ってから対象事業に係る工事に着手するまでの間において、対象事業実施区域およびその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第12条第1項第6号または第7号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第6条から第22条までまたは第10条から第22条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2～4 (略)

(対象事業に係る工事の着手後における事業内容の変更等)

第27条 事業者は、対象事業に係る工事に着手してから当該工事が完了するまでの間に当該工事を中断して、当該工事を再開しようとする場合において、対象事業実施区域およびその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第12条第1項第6号または第7号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業の全部または一部について、更に

した書類(次項において「要約書」という。)を送付しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による送付を行ったときは、事業の種類ごとに規則で定める行為を行うまでに、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、評価書および要約書を当該公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第4章 対象事業の内容の修正等の手続

第1節 評価書の公告までの修正等の手続

第23条 (略)

(方法書に係る手続の再実施)

第24条 (略)

第2節 評価書の公告および縦覧後の変更等の手続

第25条 (略)

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第26条 事業者は、第22条第2項の規定による公告を行ってから対象事業に係る工事に着手するまでの間において、対象事業実施区域およびその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第12条第1項第6号または第8号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第6条から第22条までまたは第10条から第22条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2～4 (略)

(対象事業に係る工事の着手後における事業内容の変更等)

第27条 事業者は、対象事業に係る工事に着手してから当該工事が完了するまでの間に当該工事を中断して、当該工事を再開しようとする場合において、対象事業実施区域およびその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第12条第1項第6号または第8号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業の全部または一部について、更に

第6条から第22条までまたは第10条から第22条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 (略)

3 事業者は、対象事業に係る工事に着手してから当該工事が完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、遅滞なく、その旨を知事に届け出るとともに、関係市町長に通知しなければならない。

(1) (略)

(2) 第6条第1項第3号に掲げる事項を変更しようとする場合(第32条に規定する事後調査の結果により行うこととした環境の保全のための措置に伴い変更しようとする場合を除く。)

4～5 (略)

第3節 対象事業の廃止等の手続

(対象事業の廃止等)

第28条 (略)

2 (略)

3 第1項第4号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、前項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価等その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価等その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第5章 環境の保全の配慮および事後調査

(許認可等に当たっての評価書の内容の配慮)

第29条～第31条 (略)

(事後調査の実施等)

第32条 事業者または当該対象事業を実施した者(委託に係る対象事業にあつては、その委託をした者)(以下「事業者等」という。)は、評価書に事後調査実施計画を記載した場合には、当該事後調査実施計画に従って事後調査を行うとともに、その結果を検討して環境の保全のために必要な措

第6条から第22条までまたは第10条から第22条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 (略)

3 事業者は、対象事業に係る工事に着手してから当該工事が完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、遅滞なく、その旨を知事に届け出るとともに、関係市町長に通知しなければならない。

(1) (略)

(2) 第6条第1項第3号に掲げる事項を変更しようとする場合(第12条第1項第8号ウに掲げる措置の結果により行うこととした環境の保全のための措置に伴い変更しようとする場合を除く。)

4～5 (略)

第3節 対象事業の廃止等の手続

(対象事業の廃止等)

第28条 (略)

2 (略)

3 第1項第4号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、前項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第5章 環境の保全の配慮および事後調査報告書

(許認可等に当たっての評価書の内容の配慮)

第29条～第31条 (略)

(事後調査報告書の作成)

第32条 第22条第2項の規定による公告を行った事業者(当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者。次条において「事業者等」という。)は、対象事業の種類ごとに技術指針で定めるところにより、第12条第1項第8号イに掲げる措置(回復

置を講じなければならない。

2 事業者等は、事後調査を行ったときは、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価事後調査報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し、知事および関係市町長に送付しなければならない。

- (1) 第6条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 対象事業の実施の状況
- (3) 事後調査の項目および手法
- (4) 事後調査の結果
- (5) 事後調査の結果により必要となった環境の保全のための措置の内容

3 事業者等は、前項の規定により事後調査報告書を送付したときは、規則で定めるところにより、事後調査報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、事後調査報告書を当該公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

4 知事は、第2項の規定により事後調査報告書の送付を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ、事業者等に対し、環境の保全のために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実でないものとして規則で定めるものに限る。）、同号ウに掲げる措置および同号ウに掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置であって、当該事業の実施において講じたものに係る報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成しなければならない。

（事後調査報告書の送付および公表）

第32条の2 事業者等は、事後調査報告書を作成したときは、知事および関係市町長にこれを送付しなければならない。

2 事業者等は、前項の規定により事後調査報告書を送付したときは、規則で定めるところにより、事後調査報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、事後調査報告書を当該公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その

第6章 滋賀県環境影響評価審査会

第33条～第35条 (略)

第7章 都市計画に定められる対象事業に関する特例

第36条 (略)

(事業者の協力)

第37条 事業者は、前条第1項の規定が適用される場合において、都市計画決定権者から要請があったときは、その要請に応じ、環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他必要な協力をしなければならない。

2 (略)

第8章 法対象事業等についての手続

(法の規定により知事が意見を述べる場合の手続)

第38条

知事は、法第4条第2項(同条第4項および法第29条第2項において準用する場合を含む。)の意見を述べようとするときは、審査会の意見を聴くことができる。

2 知事は、法第10条第1項の規定により意見を述べようとするときは、審査会の意見を聴くとともに、技術指針を勘案するものとする。

3 知事は、法第10条第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを法第9条の市町長に送付するとともに、当該意見の内容を公告するものとする。

他の方法により公表しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により事後調査報告書の送付を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ、事業者等に対し、環境の保全のために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

第6章 滋賀県環境影響評価審査会

第33条～第35条 (略)

第7章 都市計画に定められる対象事業に関する特例

第36条 (略)

(事業者の協力)

第37条 事業者は、前条第1項の規定が適用される場合において、都市計画決定権者から要請があったときは、その要請に応じ、環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会および準備書説明会への出席その他必要な協力をしなければならない。

2 (略)

第8章 法対象事業等についての手続

(法の規定により知事が意見を述べる場合の手続)

第38条 知事は、法第3条の7第1項の意見を述べようとするときは、期間を指定して、法第3条の2第1項に規定する事業実施想定区域を管轄する市町長に対し、環境の保全の見地からの意見を求めることができる。

2 知事は、法第3条の7第1項の意見を述べるに当たり、前項の規定により意見を求めたときは、当該意見を勘案するものとする。

3 知事は、法第3条の7第1項および法第4条第2項(同条第4項および法第29条第2項において準用する場合を含む。)の意見を述べようとするときは、審査会の意見を聴くことができる。

4 知事は、法第10条第1項の規定により意見を述べようとするときは、審査会の意見を聴くとともに、技術指針を勘案するものとする。

5 知事は、法第10条第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを法第9条の市町長に送付するとともに、当該意見の内容を公告するものとする。

第39条～第41条 (略)

(法対象事業に係る工事の着手後における変更等の届出等)

第42条 法対象事業者は、法対象事業に係る工事に着手してから当該工事が完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、遅滞なく、その旨を知事に届け出るとともに、法対象関係市町長に通知しなければならない。

(1) 法第5条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとするとき(法第14条第1項第7号ハに掲げる措置(以下「法対象事後調査」という。)の結果により行うこととした環境の保全のための措置に伴い変更しようとするときを除く。)

(2) (略)

(法対象事後調査報告書の作成等)

第43条 法対象事業者または当該法対象事業を実施した者(以下「法対象事業者等」という。)は、法対象事後調査を行ったときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書(以下「法対象事後調査報告書」という。)を作成し、知事および法対象関係市町長に送付しなければならない。

(1) 法第5条第1項第1号および第2号に掲げる事項

(2) 法対象事業の実施の状況

(3) 法対象事後調査の項目および手法

(4) 法対象事後調査の結果

(5) 法対象事後調査の結果により必要となった環境の保全のための措置の内容

2 第32条第3項および第4項の規定は、法対象事後調査報告書について準用する。この場合において、同条第3項中「事業者等」とあるのは「法対象事業者等」と、「前項」とあるのは「第43条第1項」と、「事後調査報告書」とあるのは「法対象事後調査報告書」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第43条第1項」と、「事後調査報告書」とあるのは「法対象事後調査報告書」と、「事業者等」とあるのは「法対象事業者等」と読み

第39条～第41条 (略)

(法対象事業に係る工事の着手後における変更等の届出等)

第42条 法対象事業者は、法対象事業に係る工事に着手してから当該工事が完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、遅滞なく、その旨を知事に届け出るとともに、法対象関係市町長に通知しなければならない。

(1) 法第5条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとするとき(法第14条第1項第7号ハに掲げる措置の結果により行うこととした環境の保全のための措置に伴い変更しようとするときを除く。)

(2) (略)

(法対象報告書の送付および公表)

第43条 法第27条の規定による公告を行った法対象事業者は、法第38条の2第1項に規定する報告書(以下「法対象報告書」という。)を作成したときは、速やかに知事および法対象関係市町長にこれを送付しなければならない。

2 第32条の2第2項および第3項の規定は、法対象報告書について準用する。この場合において、同条第2項中「事業者等」とあるのは「第43条第1項に規定する法対象事業者」と、「前項」とあるのは「第43条第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第43条第1項」と、「事業者等」とあるのは「第43条第1項に規定する法対象事業者」と読み替えるものとする。

替えるものとする。

第9章 雑則

(報告の徴収等)

第44条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等もしくは法対象事業者等または都市計画決定権者に対し、その事業に関する報告または資料の提出を求めることができる。

第45条 (略)

(勧告および公表)

第46条 知事は、事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第25条第1項(同条第4項および第26条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して対象事業を実施したとき。
- (2) 第6条から第28条までの規定に違反して環境影響評価その他の手続を行わないとき、または第32条の規定に違反して事後調査その他の手続を行わないとき。
- (3) 実施計画書、準備書、評価書または事後調査報告書に虚偽の事項を記載して送付したとき。
- (4) 第32条第4項の規定により求められた必要な措置を正当な理由なく講じないとき。
- (5)～(7) (略)

2 知事は、法対象事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、法対象事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第43条第1項および同条第2項において準用する第32条第3項の規定に違反して法対象事後調査報告書の作成その他の手続を行わないとき。
- (2) 法対象事後調査報告書に虚偽の事項を記載して送付したとき。
- (3) 第43条第2項において準用する第32条第4項の規定により求められた必要な措置を正当な理由なく講じないとき。
- (4)～(6) (略)

第9章 雑則

(報告の徴収等)

第44条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者もしくは法対象事業者または都市計画決定権者に対し、その事業に関する報告または資料の提出を求めることができる。

第45条 (略)

(勧告および公表)

第46条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第25条第1項(同条第4項および第26条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して対象事業を実施したとき。
- (2) 第6条から第28条までの規定に違反して環境影響評価その他の手続を行わないとき、または第32条および第32条の2の規定に違反して事後調査報告書の作成その他の手続を行わないとき。
- (3) 方法書、準備書、評価書または事後調査報告書に虚偽の事項を記載して送付したとき。
- (4) 第32条の2第3項の規定により求められた必要な措置を正当な理由なく講じないとき。
- (5)～(7) (略)

2 知事は、法対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、法対象事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第43条第1項および同条第2項において準用する第32条の2第2項の規定に違反して法対象報告書の送付その他の手続を行わないとき。
- (2) 第43条第2項において準用する第32条の2第3項の規定により求められた必要な措置を正当な理由なく講じないとき。
- (3)～(5) (略)

3～4 (略)

(勧告についての通知)

第47条 (略)

2 知事は、前条第2項の規定による勧告を行ったとき（同項第3号または第6号に該当する場合に限る。）は、その旨を法対象事業に係る法第22条第1項の規定による送付を受けた者に通知するものとする。

(調査研究)

第48条 県は、環境影響評価等に必要な技術の向上を図るため、当該技術に関する調査および研究の実施ならびにその成果の普及に努めるものとする。

第49条 (略)

(関係府県等との協議)

第50条 知事は、第6条第3項の規定による実施計画書の送付を受けた場合において当該対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域に県の区域に属しない地域が含まれるとき、または第13条第1項の規定による準備書の送付を受けた場合において対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に県の区域に属しない地域が含まれるときは、当該地域を管轄する府県（当該地域に地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域が含まれる場合にあつては、府県および当該指定都市）の長に、当該実施計画書の写しまたは当該準備書の写しを送付し、当該地域における当該対象事業に係る環境影響評価等その他の手続について協議するものとする。

以下 (略)

3～4 (略)

(勧告についての通知)

第47条 (略)

2 知事は、前条第2項の規定による勧告を行ったとき（同項第2号または第5号に該当する場合に限る。）は、その旨を法対象事業に係る法第22条第1項の規定による送付を受けた者に通知するものとする。

(調査研究)

第48条 県は、環境影響評価に必要な技術の向上を図るため、当該技術に関する調査および研究の実施ならびにその成果の普及に努めるものとする。

第49条 (略)

(関係府県等との協議)

第50条 知事は、第6条第3項の規定による方法書の送付を受けた場合において調査地域に県の区域に属しない地域が含まれるとき、または第13条第1項の規定による準備書の送付を受けた場合において関係地域に県の区域に属しない地域が含まれるときは、当該地域を管轄する府県（当該地域に地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域が含まれる場合にあつては、府県および当該指定都市）の長に、当該方法書の写しまたは当該準備書の写しを送付し、当該地域における当該事業に係る環境影響評価その他の手続について協議するものとする。

以下 (略)

滋賀県環境影響評価条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
目次	目次
第1章 総則（第1条—第3条）	第1章 総則（第1条—第3条）
第2章 技術指針（第4条・第5条）	第2章 技術指針（第4条・第5条）
第3章 環境影響評価に関する手続	第2章の2 環境影響評価方法書作成前の手続（第5条の2—第5条の7）
第1節 環境影響評価方法書（第6条—第9条）	第3章 環境影響評価に関する手続
第2節 環境影響評価の実施等（第10条・第11条）	第1節 環境影響評価方法書（第6条—第9条）
第3節 環境影響評価準備書（第12条—第18条）	第2節 環境影響評価の実施等（第10条・第11条）
第4節 環境影響評価書（第19条—第22条）	第3節 環境影響評価準備書（第12条—第18条）
第4章 対象事業の内容の修正等の手続	第4節 環境影響評価書（第19条—第22条）
第1節 評価書の公告までの修正等の手続（第23条・第24条）	第4章 対象事業の内容の修正等の手続
第2節 評価書の公告および縦覧後の変更等の手続（第25条—第27条）	第1節 評価書の公告までの修正等の手続（第23条・第24条）
第3節 対象事業の廃止等の手続（第28条）	第2節 評価書の公告および縦覧後の変更等の手続（第25条—第27条）
第5章 環境の保全の配慮および事後調査報告書（第29条—第32条の2）	第3節 対象事業の廃止等の手続（第28条）
第6章 滋賀県環境影響評価審査会（第33条—第35条）	第5章 環境の保全の配慮および事後調査報告書（第29条—第32条の2）
第7章 都市計画に定められる対象事業に関する特例（第36条・第37条）	第6章 滋賀県環境影響評価審査会（第33条—第35条）
第8章 法対象事業等についての手続（第38条—第43条）	第7章 都市計画に定められる対象事業に関する特例（第35条の2—第37条）
第9章 雑則（第44条—第54条）	第8章 法対象事業等についての手続（第38条—第43条）
付則	第9章 雑則（第44条—第54条）
第1章 総則	付則
第1条—第3条（略）	第1章 総則
第2章 技術指針 （技術指針の策定等）	第1条—第3条（略）
第4条 知事は、滋賀県環境基本条例（平成8年滋賀県条例第18号）第10条	第2章 技術指針 （技術指針の策定等）
第1項各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価が適正に実施されるようにするた	第4条 知事は、滋賀県環境基本条例（平成8年滋賀県条例第18号）第10条
	第1項各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価が適正に実施されるようにするた

め、次に掲げる事項に関する技術的な指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第6条第1項の環境影響評価方法書、第12条第1項の環境影響評価準備書、第19条第2項の環境影響評価書および第32条に規定する事後調査報告書の作成方法に関する事項

第5条 (略)

め、次に掲げる事項に関する技術的な指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。

(1) 第5条の2に規定する計画段階配慮事項の選定に関する事項

(2) 第5条の2に規定する計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価の手法の選定に関する事項

(3)～(6) (略)

(7) 第5条の3第1項の計画段階環境配慮書、第6条第1項の環境影響評価方法書、第12条第1項の環境影響評価準備書、第19条第2項の環境影響評価書および第32条に規定する事後調査報告書の作成方法に関する事項

第5条 (略)

第2章の2 環境影響評価方法書の作成前の手続

(計画段階配慮事項についての検討)

第5条の2 第2条第2項各号に掲げる事業（法第2条第2項に規定する第1種事業および法第3条の10第1項の規定による通知がなされた法第2条第3項に規定する第2種事業を除く。以下「配慮対象事業」という。）を実施しようとする者（委託に係る配慮対象事業にあっては、その委託をしようとする者。以下「配慮対象事業者」という。）は、当該配慮対象事業に係る計画の立案の段階において、当該配慮対象事業が実施されるべき区域その他の当該配慮対象事業の種類ごとに技術指針で定める事項を決定するに当たっては、当該配慮対象事業の種類ごとに技術指針で定めるところにより、1または2以上の当該配慮対象事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該配慮対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

(計画段階環境配慮書の作成)

第5条の3 配慮対象事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

ない。

(1) 配慮対象事業者の氏名および住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）

(2) 配慮対象事業の名称

(3) 配慮対象事業の目的および内容

(4) 事業実施想定区域およびその周囲の概況

(5) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測および評価の結果を取りまとめたもの

(6) その他規則で定める事項

2 相互に関連する2以上の配慮対象事業を実施しようとする場合は、配慮対象事業者は、これらの配慮対象事業について、併せて配慮書を作成することができる。

（配慮書の送付等）

第5条の4 配慮対象事業者は、配慮書を作成したときは、知事および事業実施想定区域を管轄する市町長（以下「想定区域市町長」という。）に対し、当該配慮書およびこれを要約した書類（次項において「要約書」という。）を送付しなければならない。

2 配慮対象事業者は、配慮書を作成したときは、規則で定めるところにより、配慮書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、配慮書および要約書を事業実施想定区域の存する市町内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（配慮書についての意見の聴取）

第5条の5 配慮対象事業者は、規則で定めるところにより、配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

2 配慮対象事業者は、前項の規定により配慮書について意見を求めた場合は、知事および想定区域市町長に対し、同項の意見があるときはその意見およびその意見についての当該配慮対象事業者の見解を記載した書類を、

同項の意見がないときはその旨を記載した書類を送付しなければならない。

(配慮書についての知事の意見等)

第5条の6 知事は、第5条の4第1項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、配慮対象事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 知事は、第5条の4第1項の規定による送付を受けたときは、期間を指定して、想定区域市町長に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定により意見を述べるに当たり、前項の規定により意見を求めたときは、同項の意見を勘案するとともに、前条第1項の意見があるときは、同項の意見に配慮するものとする。

4 知事は、第1項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ滋賀県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

5 知事は、第1項の規定により意見を述べるときは、併せて第2項の意見を記載した書面の写しを配慮対象事業者に送付するものとする。

6 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを想定区域市町長に送付するとともに、当該意見の内容を公告するものとする。

7 知事は、第1項の意見を述べる必要がないと認めるときは、配慮対象事業者に対し、同項の期間内にその旨を通知するものとする。

(配慮対象事業の廃止等)

第5条の7 配慮対象事業者は、第5条の4第2項の規定による公告を行ってから第7条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事および想定区域市町長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(1) 配慮対象事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第5条の3第1項第3号に掲げる事項を修正した場合において当該

第3章 環境影響評価に関する手続

第1節 環境影響評価方法書

(環境影響評価方法書の作成等)

第6条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測および評価に係るものに限る。）について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

修正後の事業が配慮対象事業に該当しないこととなったとき。

(3) 複合開発事業を構成する事業の内容を変更した場合その他規則で定める場合において、配慮対象事業を含む事業群が事業群または複合開発事業に該当しないこととなることにより、当該事業が配慮対象事業に該当しないこととなったとき（前号に該当する場合を除く。）。

(4) 配慮対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第4号の場合において、当該引継ぎ後の事業が配慮対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の配慮対象事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮対象事業を実施しようとする者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の配慮対象事業を実施しようとする者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮対象事業を実施しようとする者となった者について行われたものとみなす。

第3章 環境影響評価に関する手続

第1節 環境影響評価方法書

(環境影響評価方法書の作成等)

第6条 事業者は、配慮書の内容を踏まえるとともに、第5条の6第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、配慮対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測および評価に係るものに限る。）について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 第5条の3第1項第5号に掲げる事項

(7) 第5条の5第1項の規定により意見を求めた場合には、提出された同項の意見の概要

(8) 第5条の6第1項の知事の意見

(9) 前2号の意見についての事業者の見解

(10) (略)

(7) 対象事業実施区域およびその周囲の自然的社会的状況に基づき環境の保全の見地から考慮しようとする内容

2～3 (略)

第7条～第9条 (略)

第2節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第10条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第8条第1項の意見に配慮して第6条第1項第6号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法を選定しなければならない。

2 (略)

第11条 (略)

第3節 環境影響評価準備書

(環境影響評価準備書の作成)

第12条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

(1) 第6条第1項第1号から第4号までに掲げる事項

(2)～(9) (略)

2 (略)

第13条～第35条 (略)

第7章 都市計画に定められる対象事業に関する特例

(11) その他規則で定める事項

2～3 (略)

第7条～第9条 (略)

第2節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第10条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第8条第1項の意見に配慮して第6条第1項第10号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法を選定しなければならない。

2 (略)

第11条 (略)

第3節 環境影響評価準備書

(環境影響評価準備書の作成)

第12条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

(1) 第6条第1項第1号から第4号までおよび第6号から第9号までに掲げる事項

(2)～(9) (略)

(10) その他規則で定める事項

2 (略)

第13条～第35条 (略)

第7章 都市計画に定められる対象事業に関する特例

(都市計画に定められる配慮対象事業)

第35条の2 配慮対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7

項に規定する市街地開発事業(以下「市街地開発事業」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮対象事業または配慮対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設(以下「都市施設」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る配慮対象事業については、第5条の2から第5条の7までの規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、規則で定めるところにより、同法第15条第1項の県または市町(同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣または市町。以下「都市計画決定権者」という。)で当該都市計画の決定または変更をするものが当該配慮対象事業に係る配慮対象事業者に代わるものとして、当該配慮対象事業または配慮対象事業に係る施設に関する都市計画の決定または変更をする手続と併せて行うことができる。この場合において、第5条の3第2項ならびに第5条の7第1項第4号および第2項の規定は、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、計画段階配慮事項についての検討その他の手続と都市計画法に定める手続との調整に関し必要な事項は、規則で定める。

(都市計画に定められる対象事業)

(都市計画に定められる対象事業)

第36条 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画

する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業または対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第6条から第28条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、規則で定めるところにより、同法第15条第1項の県または市町(同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣または市町。以下「都市計画決定権者」という。)で当該都市計画の決定または変更をするものが当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業または対象事業に係る施設に関する都市計画の決定または変更をする手続と併せて行うことができる。この場合において、

に定められる場合における当該対象事業または対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第6条から第28条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、規則で定めるところにより、都市計画決定権者で当該都市計画の決定または変更をするものが当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業または対象事業に係る施設に関する都市計画の決定または変更をする手続と併せて行うことができる。この場合において、第6条第2項および第12条第2項の規定は、適用しない。

第6条第2項および第12条第2項の規定は、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、環境影響評価その他の手続と都市計画法に定める手続との調整に関し必要な事項は、規則で定める。

(事業者の協力)

第37条

事業者は、前条第1項の規定が適用される場合において、都市計画決定権者から要請があったときは、その要請に応じ、環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会および準備書説明会への出席その他必要な協力をしなければならない。

2 事業者は、前条第1項の規定が適用される場合において、都市計画決定権者から要請があったときは、その要請に応じ、必要な環境影響評価を行わなければならない。

第38条～第46条 (略)

(勧告および公表)

第46条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) (略)

(2) 第6条から第28条までの規定に違反して環境影響評価その他の手続を行わないとき、または第32条および第32条の2の規定に違反して事後調査報告書の作成その他の手続を行わないとき。

(3) 方法書、準備書、評価書または事後調査報告書に虚偽の事項を記載して送付したとき。

(4)～(7) (略)。

2 前項に定めるもののほか、環境影響評価その他の手続と都市計画法に定める手続との調整に関し必要な事項は、規則で定める。

(配慮対象事業者等の協力)

第37条 配慮対象事業者は、第35条の2第1項の規定が適用される場合において、都市計画決定権者から要請があったときは、その要請に応じ、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うための資料の提供その他必要な協力をしなければならない。

2 事業者は、前条第1項の規定が適用される場合において、都市計画決定権者から要請があったときは、その要請に応じ、環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会および準備書説明会への出席その他必要な協力をしなければならない。

3 事業者は、第35条の2第1項または前条第1項の規定が適用される場合において、都市計画決定権者から要請があったときは、その要請に応じ、必要な計画段階配慮事項についての検討または環境影響評価を行わなければならない。

第38条～第46条 (略)

(勧告および公表)

第46条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) (略)

(2) 第5条の2から第5条の7までの規定に違反して計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行わないとき、第6条から第28条までの規定に違反して環境影響評価その他の手続を行わないとき、または第32条および第32条の2の規定に違反して事後調査報告書の作成その他の手続を行わないとき。

(3) 配慮書、方法書、準備書、評価書または事後調査報告書に虚偽の事項を記載して送付したとき。

(4)～(7) (略)

2～4 (略)

(勧告についての通知)

第47条～第49条 (略)

(関係府県等との協議)

第50条 知事は、第6条第3項の規定による方法書の送付を受けた場合において調査地域に県の区域に属しない地域が含まれるとき、または第13条第1項の規定による準備書の送付を受けた場合において関係地域に県の区域に属しない地域が含まれるときは、当該地域を管轄する府県（当該地域に地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域が含まれる場合にあつては、府県および当該指定都市）の長に、当該方法書の写しまたは当該準備書の写しを送付し、当該地域における当該事業に係る環境影響評価その他の手続について協議するものとする。

(規則の制定とその経過措置)

第51条 第2条第2項の規定に基づく規則であつてその制定または改廃により新たに対象事業となる事業があるもの（以下この条において「対象事業規則」という。）の施行の際、新たに対象事業となる事業であつて次に掲げるもの（対象事業規則の施行の日以後その内容を変更せず、または事業規模を縮小し、もしくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、第6条から第47条までの規定は、適用しない。

(1)～(3) (略)

第52条 (略)

(適用除外)

第53条 第6条から前条までの規定は、次の各号のいずれかに該当する事業については、適用しない。

(1)～(4) (略)

第54条 (略)

2～4 (略)

(勧告についての通知)

第47条～第49条 (略)

(関係府県等との協議)

第50条 知事は、第5条の4第1項の規定による配慮書の送付を受けた場合において当該事業実施想定区域に県の区域に属しない地域が含まれるとき、第6条第3項の規定による方法書の送付を受けた場合において調査地域に県の区域に属しない地域が含まれるとき、または第13条第1項の規定による準備書の送付を受けた場合において関係地域に県の区域に属しない地域が含まれるときは、当該地域を管轄する府県（当該地域に地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域が含まれる場合にあつては、府県および当該指定都市）の長に、当該配慮書の写し、当該方法書の写しまたは当該準備書の写しを送付し、当該地域における当該事業に係る環境影響評価その他の手続について協議するものとする。

(規則の制定とその経過措置)

第51条 第2条第2項の規定に基づく規則であつてその制定または改廃により新たに配慮対象事業または対象事業となる事業があるもの（以下この条において「対象事業規則」という。）の施行の際、新たに配慮対象事業または対象事業となる事業であつて次に掲げるもの（対象事業規則の施行の日以後その内容を変更せず、または事業規模を縮小し、もしくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、第5条の2から第47条までの規定は、適用しない。

(1)～(3) (略)

第52条 (略)

(適用除外)

第53条 第5条の2から前条までの規定は、次の各号のいずれかに該当する事業については、適用しない。

(1)～(4) (略)

第54条 (略)



10/10

下水処理場工事の概要

1. 工事名

琵琶湖流域下水道湖南中部部浄化センター建設工事
(基本協定その14)

2. 工事場所

草津市 矢橋町

3. 工事の概要

汚泥濃縮設備、汚泥脱水設備の改築更新工事
受変電設備の改築更新工事
監視制御計装設備の改築更新工事

4. 工期

協定締結の日から平成27年3月31日

5. 契約の方法

随意契約

6. 協定金額

2,040.0 百万円

平成24年度 487.0 百万円

平成25年度 706.0 百万円

平成26年度 847.0 百万円

7. 契約の相手方

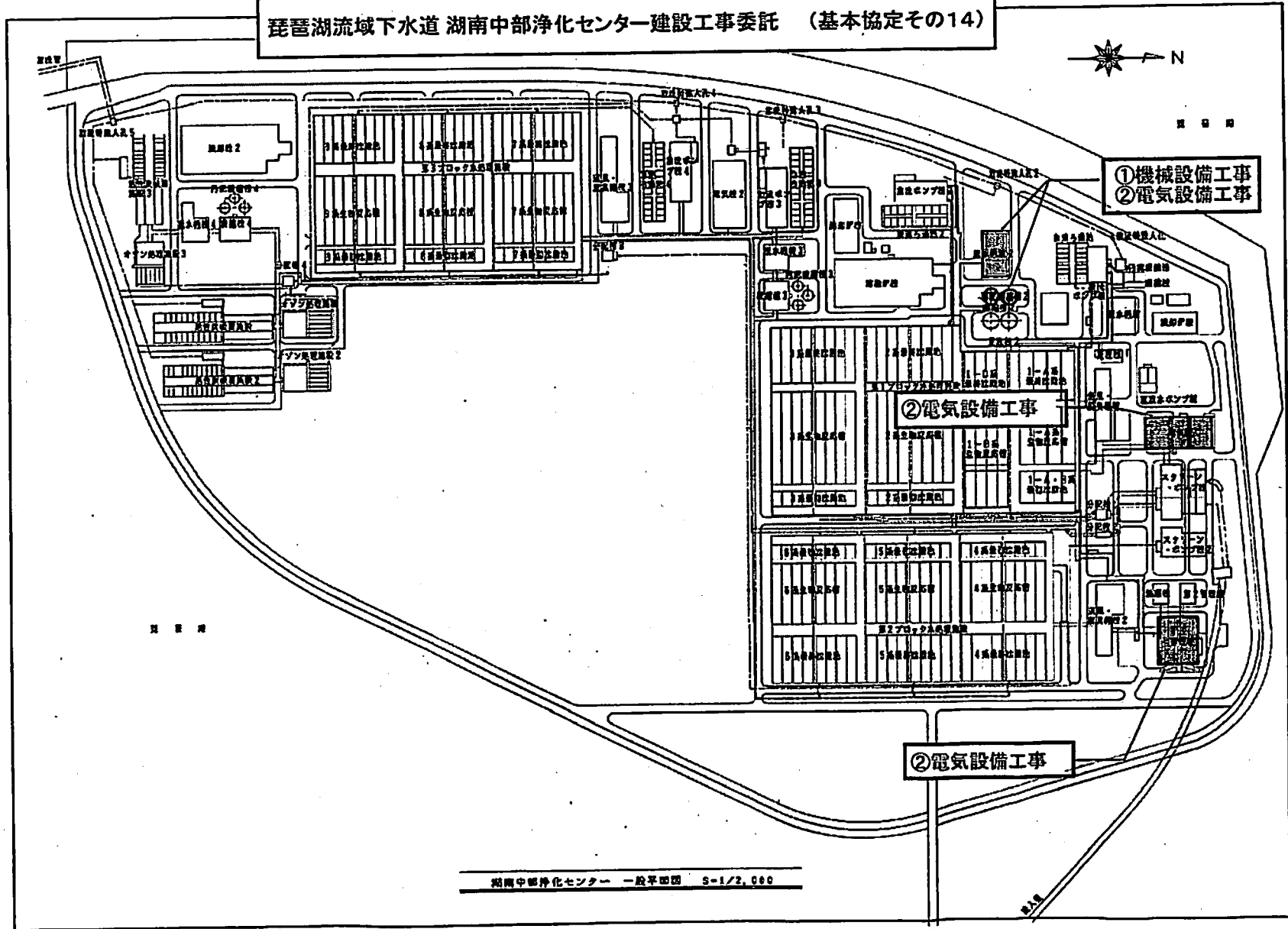
東京都新宿区四谷三丁目3番1号
日本下水道事業団
理事長 谷戸 善彦

8. 事業計画

(単位：千円)

種別	工事概要	工種区分	事業内容	図面番号	全体額	各年度額		
						H24	H25	H26
基本協定その14 協定額 2,040,000千円 協定期間 H24年度 ～H26年度	2～3系 汚泥処理施設改築更新	機械設備 工事	汚泥濃縮設備・汚 泥脱水設備他	①	840,000	257,000	357,000	226,000
		電気設備 工事	水処理・汚泥処理 受変電設備・監視 制御計装設備	②	1,200,000	230,000	349,000	621,000
			計			2,040,000	487,000	706,000

琵琶湖流域下水道 湖南中部浄化センター建設工事委託 (基本協定その14)



①機械設備工事
②電気設備工事

②電気設備工事

契約の締結につき議決を求めることについて
(琵琶湖流域下水道 湖西浄化センター汚泥燃料化事業)

1 事業名

平成24年度第1号 琵琶湖流域下水道湖西浄化センター汚泥燃料化事業

2 事業実施場所

大津市苗鹿三丁目1-1

3 事業概要

・湖西浄化センター汚泥燃料化施設の設計・施工・維持管理

・処理能力 80t/日の汚泥炭化炉 1基

設計・施工 機械・電気設備 一式

維持管理・運営 炭化炉運転・燃料化物の利用 一式

3 履行期間

・設計・施工 : 本契約成立の日から平成28年3月22日まで

・維持管理・運営: 平成28年1月1日から平成48年3月31日まで

4 入札方法等

・入札方法: 総合評価一般競争入札(高度技術提案型)

・競争参加資格確認申請書提出者数 5者

うち参加資格有りとする者 5者

参加資格無しとする者 なし

・技術提案書提案受付期間: 平成24年8月27日~平成24年11月9日

・開札日: 平成24年12月26日

・仮契約日: 平成25年1月17日

5 契約額

・設計・施工費 1,599,299,100円

(うち取引に係る消費税および地方消費税の額 76,157,100円)

*参考

・維持管理・運営費 3,452,441,685円

(うち取引に係る消費税および地方消費税の額 164,401,985円)

・全体額 5,051,740,785円

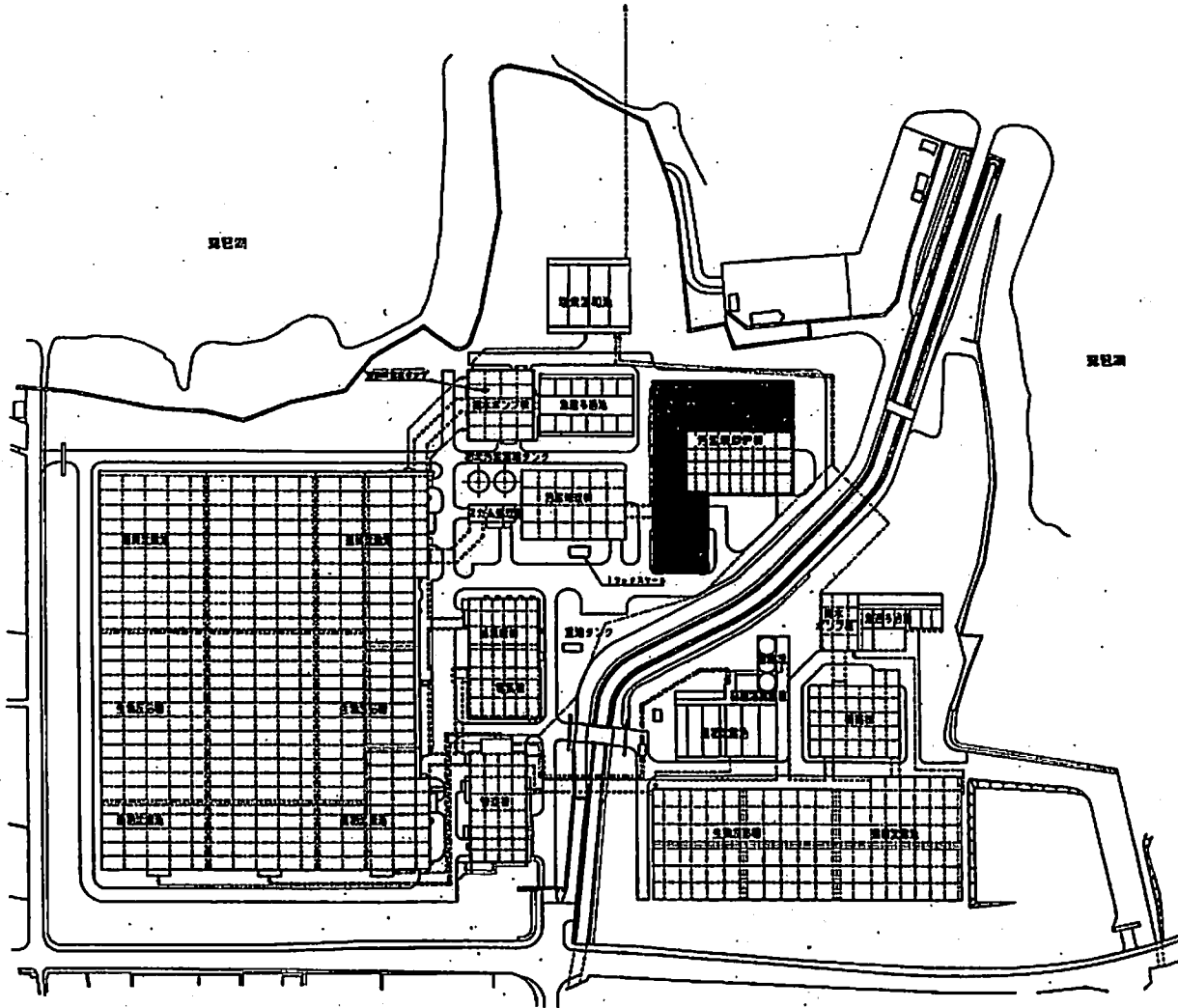
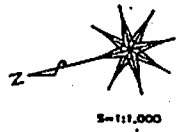
(うち取引に係る消費税および地方消費税の額 240,559,085円)

6 契約締結の相手方

メタウォーター株式会社 西日本営業部

入札結果調書		事業名称	番号	平成24年度 第1号		
			名称	琵琶湖流域下水道湖西浄化センター汚泥燃料化事業		
入札日	平成24年12月26日	時間	13時30分	開札場所	大津合同庁舎3階入札室	
履行場所	大津市苗鹿三丁目1-1					
番号	業者名	技術評価点	入札価格	評価値	備考	
1	月島機械株式会社大阪支社	120.5	6,274,138,200円	1.920		
2	メタウォーター株式会社西日本営業部	124.0	4,811,181,700円	2.577	落札	
3	日立造船株式会社	124.0	7,980,000,000円	1.553		
4	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社	-	- 円	-	無効	
5	新日鉄住金エンジニアリング株式会社	125.0	6,800,000,000円	1.838		
6			円			
7			円			
8			円			
9			円			
10			円			
事業概要等	機械、電気等の異工種の業務により構成される燃料化施設の設計・施工業務と燃料化製品の有効利用を含むその施設の維持管理・運營業務		評価値は、標準点と加算点の合計を入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)のことである。なお、評価値は、入札価格を億円単位とし、少数第4位以下を切り捨て、少数第3位までとする。			
	予定価格(税抜き)	金8,279,470,000円				
			契約予定年月日		平成 25年 1月 17日	
履行期間			設計・施工		自	本契約成立から5日以内
					至	平成 28年 3月 22日
			維持管理・運営		自	平成 28年 1月 1日
					至	平成 48年 3月 31日

事業実施位置図



■ 事業実施箇所

琵琶湖流域下水道高島処理区の管理に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

1 関係法令

下水道法第31条の2

- (1) ……流域下水道を管理する都道府県は、……流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。
- (2) 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

2 議決を求めるべき内容

(1) 関係市

高島市

(2) 負担すべき金額

ア 一般排水

関係市の当該排水汚水量に1立方メートルあたり98.7円を乗じて得た額

イ 特定排水

関係市の当該排水汚水量に1立方メートルあたり132.8円を乗じて得た額

【参考】

(1) 負担金算定期間

平成25年度から平成29年度までの5年間

(2) 排水区分

ア 一般排水

一般家庭からの汚水および工場・事業所からの汚水で特定排水以外のもの

イ 特定排水

工場、事業場等から下水道に排出される汚水のうち、1か月あたりの排水量が750m³を超えるものをいう。

(3) 負担金対象経費

維持管理費と資本費（起債元利償還費）とする。

ただし、資本費のうち先行投資に係るものは除く。

(4) 高度処理に要する経費の負担区分

ア 一般排水	県	50% (8.9円/m ³)
	市	40% (7.1円/m ³)
	使用者	10% (1.8円/m ³)
イ 特定排水	使用者	100% (17.8円/m ³)

(5) 負担金単価の経緯

(円/m³)

項目	第1期	第2期
算定期間	16年間 (H9~H24)	5年間 (H25~H29)
負担金単価	一般排水	一般排水
	維持管理費 118.0	維持管理費 97.8
	内1・2次 101.0	内1・2次 88.9
	高度処理 17.0	高度処理 8.9
	資本費 0.0	資本費 0.9
	負担金単価 118.0	負担金単価 98.7
特定排水	特定排水	特定排水
	維持管理費 136.0	維持管理費 106.7
	内1・2次 101.0	内1・2次 88.9
	高度処理 35.0	高度処理 17.8
	資本費 21.0	資本費 26.1
	負担金単価 157.0	負担金単価 132.8

指定管理者の指定につき議決を求めることについて
(選定委員会における選定結果概要)

(課名：自然環境保全課)

1	施設名	滋賀県立朽木いきものふれあいの里センター																
2	施設の概要	ふれあいの里センター、センター周辺自然観察ゾーン、自然観察ゾーン																
3	募集概要	募集方法	非公募															
		募集要項配布期間	平成24年11月16日～平成24年11月21日															
		申請受付期間	平成24年11月16日～平成24年11月21日															
		募集内容	指定期間	平成25年4月1日～平成26年3月31日(1年間)														
			管理業務内容	1. 施設(設備および備品)の維持管理に関する業務 2. 施設等の利用者のための案内または誘導に関する業務 3. 自然保護思想の普及啓発を図るための指導、助言および各種行事の実施 4. その他施設の設置目的を達成するために必要な業務														
	管理料参考額	17,474,000円(消費税および地方消費税を含む)																
4	応募状況	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">申請者</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> <tr> <td>滋賀県高島市 朽木岩瀬字畑福14</td> <td>有限会社グリーンウォーカークラブ・ネイチャーガイド 研究所</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計 1者</td> </tr> </table>					申請者		所在地	名称	滋賀県高島市 朽木岩瀬字畑福14	有限会社グリーンウォーカークラブ・ネイチャーガイド 研究所	合計 1者					
申請者																		
所在地	名称																	
滋賀県高島市 朽木岩瀬字畑福14	有限会社グリーンウォーカークラブ・ネイチャーガイド 研究所																	
合計 1者																		
5	審査の概要および結果	審査方式	琵琶湖環境部自然環境保全課指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査を実施し、審査基準に基づきあらかじめ定めた評価項目ごとに審査し、採点を行い、その採点結果を判断基準として指定管理者の候補者を選定する。															
		選定委員会委員	横井 昭次 (税理士) 西堀 武 (滋賀銀行総合企画部長兼CSR室長) 深町 加津枝 (京都大学大学院准教授) 北村 朋生 (琵琶湖環境部長) 中鹿 哲 (琵琶湖環境部環境政策課長)															
		審査基準	別添参照															
		審査経過	第1回滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課指定管理者選定委員会 (開催日)平成24年11月16日 (内容)申請要項および審査基準・審査項目の検討 第2回滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課指定管理者選定委員会 (開催日)平成24年11月21日 (内容)申請内容の確認および審査基準に基づく採点・候補者の選考															
		審査結果	指定管理者の候補者	有限会社グリーンウォーカークラブ・ネイチャーガイド研究所														
	評価結果および選定理由	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>評価結果</th> <th>審査基準1 (配点10点)</th> <th>審査基準2 (配点50点)</th> <th>審査基準3 (配点10点)</th> <th>審査基準4 (配点30点)</th> <th>合計 (配点100点)</th> </tr> <tr> <td></td> <td align="center">7.00</td> <td align="center">37.75</td> <td align="center">5.75</td> <td align="center">19.50</td> <td align="center">70.00</td> </tr> </table>					評価結果	審査基準1 (配点10点)	審査基準2 (配点50点)	審査基準3 (配点10点)	審査基準4 (配点30点)	合計 (配点100点)		7.00	37.75	5.75	19.50	70.00
評価結果	審査基準1 (配点10点)	審査基準2 (配点50点)	審査基準3 (配点10点)	審査基準4 (配点30点)	合計 (配点100点)													
	7.00	37.75	5.75	19.50	70.00													

※ 点数は委員の平均値

【管理料提示額】 17,474,000円

【選定理由】

自然観察や自然体験の指導に関するこれまでの豊かな経験と実績を生かした独創的かつ意欲的な事業計画は高く評価でき、施設の特徴を生かした魅力的な運営が期待できる。しかしながら、経営基盤に安定感を欠く面も見られることから、指定管理者として決定された場合には、適宜運営状況をチェックすることが必要である。

上記の結果、全委員合意で有限会社グリーンウォーカークラブ・ネイチャーガイド研究所を指定管理者として選定した。

別紙1 《滋賀県立朽木いきものふれあいの里センター指定管理者審査基準》

審査基準 (条例第6条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること (第1号)	①公平な利用を図るための具体的な手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用が一部の利用者に偏った計画になっていないか 生活弱者等へ配慮されているか 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書(基本方針)(実施計画)(その他) 	10
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること (第2号)	①施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	<ul style="list-style-type: none"> 設置目的を理解し、募集要項に沿った提案となっているか 県が示した管理運営の方針と申請者が提案した管理運営方針が合致しているか 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書(基本方針)(実施計画)(管理運営体制)(その他) 収支計画書 付属資料 	50
	②利用者の増加を図るための具体的な方策	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の拡大を狙った取り組みの計画内容は適切か 地域や関係機関等との連携が上手く図られるものであるかどうか 		
	③サービス向上を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 施設の機能を十分活用した内容となっているか 県民ニーズの把握やその対応策は適切か 利用者等からのクレーム対応は適切か 広域的な自然観察施設としての魅力的・効果的な提案があるか 自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理運営業務との相乗効果が期待できるか 		
	④施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> 求めている実施水準が事業計画書で提案されているか 施設管理、安全管理計画は適切か 		
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること (第3号)	①施設の管理に係る経費の内容	<ul style="list-style-type: none"> 必要な経費を見積もっているか 管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書(実施計画) 収支計画書 	10
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること (第4号)	①収支計画の内容、適格性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか 収支計画の実現性はあるか 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書(実施計画)(管理運営体制)(その他) 収支計画書 団体概要書 法人の登記事項証明書 会社定款 法人の決算関係書類等 	30
	②安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> 職員体制は十分か(緊急時のバックアップ体制等) 職員の指導育成、研修体制は十分か 有資格者、専門技術者、施設運営を行うための知識をもった人材を配置できるか(自然観察ボランティアの育成等) 		
	③安定的な運営が可能となる経理的基盤	<ul style="list-style-type: none"> 団体の財務状況は健全か 		
	④類似施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> 類似施設を良好に運営した実績はあるか 		
	⑤その他適切な運営を行うための能力	<ul style="list-style-type: none"> 災害その他緊急時の危機管理体制は適正か 諸規定(就業、給与、決裁、会計、個人情報保護、情報公開等)の整備ならびに各種配慮(環境、人権、県内事業者等)は適切になされているか 柔軟な考えでの取り組みの姿勢があるか 		

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	有限会社グリーンウォーカークラブ・ネイチャーガイド研究所	
代表者職・氏名	代表取締役 青木 繁	
団体の所在地	滋賀県高島市朽木岩瀬字畑福14	
設立年月日	平成13年4月2日	
資本金	3,000千円（平成24年11月1日現在）	
従業者数	平成24年11月1日現在	5人
主たる業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境調査（動植物） ・ 観光資源調査（自然関係） ・ 獣害調査および獣害に関する指導 ・ 体験教室運営および素材販売 ・ 各種自然素材販売 ・ ネイチャーガイド、登山ガイド ・ 自然関係講習会等企画指導 	
類似施設の管理に関する過去の業務実績		
特記事項		